

感染症対策マニュアル

(株)ソルド

福祉サービス事業

1 目的

本マニュアルは、感染症に対し利用者及び職員の健康被害を未然に防止し、また被害の拡大を抑制するために、事業所としての対策方針及び管理体制並びに対策基準等を明文化することで、感染症に対する職員等の理解と必要な義務についての認識を高めることを目的として策定するものである。

2 感染症対策の基本方針

感染症による健康被害を防止するため、以下に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 常に感染症の動向について注視し、情報把握に努めること。
- (2) 常に、入所者、職員等の健康状態に注意を払い、異常がある場合には、その情報が集約できるよう努めること。
- (3) 常に施設内の衛生状態をチェックし、衛生管理に務めること。
- (4) 感染症疑い症状のある患者が発生した場合には、直ちに対応できる体制を事前に構築しておくこと。

3 対策

上記2に掲げる方針を確実に実施するため、以下の対策を実施する。

(1) 感染症対策委員会の設置

施設内に感染症対策を担うための職員等からなる委員会を設置し、その構成及び所掌事務については以下のとおりとする。

① 構成

- ア 代表取締役
- イ 取締役
- ウ 各事業所管理者

② 所掌事務

- ア 感染症情報の共有と所属職員等への周知指導
- イ 利用者及び職員等の健康異常情報の共有
- ウ 事業所内の衛生管理課題についての協議検討
- エ 感染症対策に関する事業所内研修等の企画
- オ 感染症対策マニュアルの管理、見直し
- カ 感染症疑い症状のある患者が発生した場合の協議検討
- キ その他感染症対策に関わること

(2) 感染症対策マニュアルの周知徹底に向けた研修の実施

管理者は、職員等に対し本マニュアルの趣旨と感染症対策の実務に対する知識を深めるため、定期的に研修会等を開催する。

(3) 感染症情報の把握と知識向上のための取り組み

必要に応じ感染症対策委員会の内、指定する委員を公的機関等が主催する研修会に派遣し、知識向上に努める。

(4) 日常の衛生管理の徹底

感染症発生リスクを最小限に抑えるため、以下についての衛生管理を徹底する。

- ① 施設入館時における手指消毒の励行
- ② トイレ・ドアノブ・手すり等の一日一回の定期消毒の励行
- ③ 「こまめな手洗い」の励行

(5) 職員、入所者の健康状態の把握

職員は、自らの体調に異常を認めたときや利用者の体調異常を発見したときは、速やかにその旨を管理者に申告するとともに、管理者はその内容を記録保存する。

(6) 感染症疑い症状のある患者が発生した場合の対処

感染症疑い症状のある患者が発生した場合の対処手順については以下による。

- ① 感染症疑い症状のある利用者が発生した場合、発見者は速やかに管理者に、その状況を報告し、指示を仰ぐものとする。
- ② 報告を受けた管理者は、マスク・手袋等所要の予防措置を講じた上で、利用者の状態(発熱・嘔吐・意識状態・腹痛・頭痛)を確認するものとする。
- ③ 上記②において、排泄物・嘔吐物の処理が必要な場合、管理者は職員に所要の予防措置を講じさせた上で、別紙1の「汚物等処理手順」に従い処理することを命ずるものとする。
- ④ 利用者の状態観察の結果、管理者が医療措置の必要性を認めたときは、直ちにご家族もしくは関係者に連絡をとり、医療機関に受診を促す。
- ⑤ 利用者を医療機関に受診させ、感染症もしくは、その疑いが強いと診断された場合、管理者は速やかに感染症対策委員会の開催を要請するとともに、利用者及び職員の全員に対し健康状態の調査を行うものとする。
- ⑥ 上記⑤に基づき開催される委員会において、管理者は利用者の状況や事業所内の健康状態等について報告すると共に、感染拡大防止のための対策を協議する。また、集団感染の疑いがある場合は、別紙2「集団感染報告基準」に照らし、速やかに所定の報告を行うものとする。
- ⑦ 集団感染が強く疑われる場合には、感染経路の特定が重要であり、後の疫学調査を円滑に進めるため、利用者が採った飲食物や排泄物・嘔吐物等の保全に努めるものとする。

(別紙 1)

「汚物等処理手順」

感染症が疑われる利用者、従業員から排出された嘔吐物、便等の処理に当たっては、以下の手順による。

- (1) 処理者は、必ず使い捨て手袋、使い捨てエプロン、マスクを着用する。
- (2) 他の職員や利用者を処理現場から遠ざける。
- (3) 嘔吐物等の周囲 2 m 位に新聞紙等を被せた上から、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)消毒液を振りかける。
※次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)消毒液は、500 ml のペットボトルに水を入れ、市販されている濃度 5 %の「ハイター」・「ブリーチ」をキャップ 2 杯程度加え、良く振って混ぜ合わせる。
- (4) 消毒液が新聞紙に十分しみこんでから、嘔吐物を新聞紙で包むように拭き取り、廃棄用のビニール袋に廃棄する。
- (5) 全ての新聞紙を取り去った後で、再度、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)消毒液を浸したペーパータオル等で周囲 2 m を拭き取り消毒する。
- (6) 処理後、使用したペーパータオル、手袋、エプロン、マスクを廃棄用のビニール袋に廃棄し、その上から消毒液を振りかけた後、袋の口をしっかりと閉じ、常用ゴミ箱とは別に廃棄。
- (7) 作業後は石鹸と流水で入念に手洗いをし、窓等を開けて十分な換気を行う。

(別紙 2)

「集団感染報告基準」

同一の感染症と疑われる症状の利用者及び職員が事業所内で、①10名以上あるいは利用者と職員等を合わせ人数の半数以上に発生した場合もしくは②同一症状で入院となった利用者及び職員が一週間内に2名以上発生した場合、「集団感染」となり、行政(保健所)への報告が必要となる。その際の報告及び対応手順については、以下によるものとする。

- (1) 施設内で集団感染に該当する事例が発生したと認められるとき、管理者は緊急やむを得ない場合を除き、ただちに感染症対策委員会を開催し、感染拡大防止のための対策を協議すると共に、集団感染発生(疑)を宣言する。
- (2) 管理者は、「感染症等(疑)発生報告書」及び「有症者名簿」を作成し、速やかに各事業所管轄の行政福祉課に口頭で内容報告し、指示を仰ぐ。
- (3) 報告時、または報告後、保健所から感染調査及び疫学調査の指示があった場合、管理者は感染症対策委員会を開催し、指示内容を報告するとともに調査への協力と準備についての体制を構築する。
- (4) 集団発生が確定した場合、保健所を通じて報道発表が行われることになり、基本的に施設名等は公表されないことになっているが、万が一報道機関等からの取材があった場合、対応窓口は管理者とする。